

オンライン参加可能

日経東発第60021326・60021328号
令和5年7月19日

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

自治体職員が知っておくべき民法のポイント ～実務に対応した民法解説と民法改正による法務への影響～ ＜令和5年11月30日(木)・12月1日(金)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方自治体の職員にとって、民法に関する理解は必要不可欠であり、自治体職員が民法を学ぶことは非常に重要です。また、令和2年4月1日には、120年間改正がなされなかった民法の一部が改正されました。

そこで、民法改正を踏まえて、膨大な民法の中から、地方自治体職員が業務・実務において、知っておかなければならない民法のポイントを、裁判例を踏まえて理解を深めるなどして基本的事項を押さえつつ、実務にも十分対応できるよう改正内容も踏まえて、分かりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和5年11月30日(木) 13:00～17:00
12月1日(金) 10:00～16:00
(12:30から受付)

講 師：秋法律事務所 弁護士 あきやま かずひろ
(元)町田市 法務担当課長 秋山 一弘 氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)
[オンライン参加] Zoom による Live 配信

参加料：会員(1名) 34,100 円(税込)
(負担金) 一般(1名) 37,400 円(税込)

申込方法：①Web 申込…本会ホームページからセミナー名を検索していただき、お申込み下さい。(オンライン参加の場合はできるだけ web からお申込み下さい)
②FAX または 郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、事務局までお送り下さい。
・セミナー開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
※定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は本会ホームページからご確認ください。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。ただし、オンライン参加の場合は、講座テキスト資料の到着後のキャンセルについては参加料100%を申し受けます(講座1週間前程度から発送開始)。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)



本部事務局 企画研修グループ・オンライン開発グループ
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130
E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

第1 自治体法務における民法について

第2 最近の判例

- ・ 滞納処分での配当後に減額賦課決定があった場合
(最高裁令和3年6月22日判決)
- ・ 全債務額に不足する額を弁済した場合の承認の効力
(最高裁令和2年12月15日判決)
- ・ 国家賠償法1条2項による求償債務は連帯債務になること
(最高裁令和2年7月14日判決)
- ・ 相続人に行う徴収金の納入の告知の時効中断の効力
(最高裁令和2年6月26日判決)
- ・ 固定資産税の過誤徴収の場合の時効の起算点
(最高裁令和2年3月24日判決)
- ・ 債務不履行となる場合について
(最高裁令和4年7月19日判決) 等

第3 近時の民法に関する裁判例

- ・ 弁護士法に違反して締結された和解契約の効力について
(最高裁平成29年7月24日判決)
- ・ 反社会的勢力との契約の解除について
(最高裁平成28年1月12日判決)
- ・ 弁護士法に基づく照会への対応について
(最高裁平成28年10月18日判決)

- ・ 責任を弁識する能力のない未成年者が起こした事故について
(最高裁平成27年4月9日判決)
- ・ 精神障害者の法定の監督義務者について
(最高裁平成28年3月1日判決)
- ・ 戸籍の届出を不受理とした場合について
(最高裁平成26年4月14日決定)
- ・ 取得時効と物権変動の対抗要件について
(東京高裁平成20年10月30日判決) 等

第4 実務でおさえておくべき民法関係条項

- ・ 総則
未成年者との契約、後見制度、不在者財産管理人、法人、取得時効、消滅時効、意思無能力制度 等
- ・ 物権
所有権、共有、相隣関係、受忍限度、所有者不明土地建物、管理不全土地建物 等
- ・ 債権
債務不履行、違約金、連帯債務、保証契約、債権譲渡、危険負担、契約不適合責任、使用貸借契約、賃貸借契約、請負契約、不当利得、不法行為 等
- ・ 親族
離婚、婚姻費用、親権、養子縁組、扶養義務者 等
- ・ 相続
相続の開始、相続人の範囲、相続の効力、相続放棄、相続財産清算人、遺産分割協議、遺言制度、遺留分侵害額請求 等

講師紹介

秋法律事務所 弁護士 秋山 一弘(あきやま かずひろ)氏

- 早稲田大学政治経済学部経済学科 卒業後、
- ・ 2010年4月～2013年3月 東京都町田市で特定任期付職員（法務担当課長）
- ・ 2014年～ 日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員、第二東京弁護士会行政連携センター部会副委員長、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会委員
- ・ 2016年～ 町田市特定空き家等審議会委員、原子力発電環境整備機構情報公開審査委員会委員、
- ・ 2017年～ 東久留米市行政不服審査審理員、多摩市街づくり審査会委員
- ・ 2018年～ 小金井市行政不服審査会委員
- ・ 2019年～ 中野区地域精神保健連絡協議会委員、西東京市空き家等対策協議会委員
- ・ 2021年～ 東京都教育委員会訟務員、調布市道路総合管理計画策定等推進委員会委員、北区環境審議会臨時委員
- ・ 2022年～ 江戸川区行政不服審査会委員
- 現在に至る。

【著書】『Q & A 自治体職員のための個人責任(自治体法律顧問シリーズ)』仲江利政・村田哲夫・編集
『Q & A 自治体のための空家対策ハンドブック』共著、『Q & A 実務解説 法制執務』自治体法制執務研究会編著

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

会場：21326 OL：21328 『自治体職員が知っておくべき民法のポイント』参加申込書

※NOMA記入

☐会場参加 ☐オンライン参加 (該当欄にレ印)

令和5年11月30日～12月1日

☐会員 ☐一般(該当欄にレ印)

役所名				所在地	〒		
ご連絡担当者 所属・役職 氏名				TEL	FAX		
				e-mail	※オンライン参加の場合はZOOM IDをお送りします。メールアドレスを必ずご記入ください。		
フリガナ 参加者氏名	フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	所属部課 役職名	経験 年数	年 月	<連絡事項欄>	
フリガナ 参加者氏名	フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	所属部課 役職名	経験 年数	年 月	(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会のご案内 ③がご不要の場合は□にチェックしてください。

☐不要